令和7年4月1日から入院時の

食事自己負担額等が引き上げられます

◇ 令和7年4月1日から患者さんの食事負担額が変更になります

	低所得 I	1食につき110円	変更なし
7	低所得Ⅱ	1食につき230円	1 食につき 240 円
I	一般		
ウ	現役並み I	1食につき490円	1 食につき 510 円
1	現役並みⅡ	4 %/-a+400m —	E10-
ア	現役並みⅢ	1食あたり	
70歳未満	70歳以上		741/十4万1ロかつ
所得区分	所得区分	令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から

- ※ 指定難病患者、小児慢性特定疾病児童等は1食あたり300円となります。
- ※ 厚生労働省による改正となるため全医療機関共通の負担額変更となります。